

令和 8 年度

事業計画書

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

目 次

	頁
1 つながり、支え合える地域づくりの推進	4
1. つながり、支え合うための地域福祉の取り組みの強化	
2. 地域におけるボランティア活動や住民活動の推進	
3. 地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動支援	
2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進	8
1. 低所得世帯等に対する資金貸付と相談援助の強化（総合相談機能の強化）	
2. 住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するために一人ひとりの権利を擁護する取り組みの推進	
3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進	14
1. 地域共生社会の実現に向けた担い手づくりの推進	
2. 福祉サービス事業従事者のすそ野を広げる取り組みの推進	
4 暮らしの安心を支える体制強化の推進	21
1. 福祉サービス事業所の基盤強化を支援	
2. 福祉サービス利用者の安心のための取り組みを推進	
3. 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援	
5 県社協の基盤強化への取り組み	25
1. 法人経営の基盤強化の推進	
2. 各関係団体と連携した取り組みを促進	

凡例： 新規→新規事業 継続→継続事業

基 本 理 念

私たちは、年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、
県民誰もが住み慣れたまちで
安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献します。

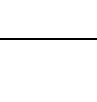
スローガン

ともに寄り添い　ともに築き　ともに輝く　地域づくり

基 本 目 標

- 1 つながり、支え合える地域づくりの推進
(地域の福祉力向上に向けた支援)
- 2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進
(個の支援の推進)
- 3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進
(担い手づくりの推進)
- 4 暮らしの安心を支える体制強化の推進
(福祉サービス事業者の支援)
- 5 県社協の基盤強化への取り組み
(法人の基盤強化)

SDGs の 17 の目標と社会保障・社会福祉との関わり

SDGs の目標		社会保障、社会福祉との関わり
	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	生活困窮者自立支援 子どもの貧困への対策 生活保護、生活福祉資金貸付制度
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	子どもの貧困への対策（子ども食堂、フードバンク等） 生活困窮者自立支援 ホームレスへの支援
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	統合的な医療・福祉サービスの提供 福祉活動の推進 介護予防
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	生活困窮者自立支援 子どもの学習支援活動
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	困難を抱える女性への支援 特定妊婦への支援 母子生活支援施設における母子への支援
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	生活困窮者自立支援 ホームレスへの支援
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	生活困窮者支援 エネルギー効率の改善
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	福祉人材の確保・育成 働き方改革等による人材の定着支援 外国人人材
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	ICT、AI 等の活用による介護サービス等の提供
	各国内及び各国家間の不平等を是正する	ソーシャル・インクルージョンの視点に立った福祉サービスの提供 障害者差別解消法による障害者差別の解消
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	地域共生社会によるまちづくり
	持続可能な消費生産形態を確保する	持続可能な消費の意識の醸成
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	災害への備え、災害時福祉支援、DWAT
	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	持続可能な消費の意識の醸成
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	持続可能な消費の意識の醸成
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任ある包摂的な制度を構築する	社会福祉法人としての社会的責任の発揮 情報開示、第三者評価事業、苦情解決事業
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	社会づくりのプラットフォームとしての社会福祉協議会、広域な連携による地域公益活動を実施する社会福祉法人、地域住民のひとりとして地域住民に最も近い立場で寄り添う民生員・児童委員の連携による地域のネットワークの構築 ⇒地域共生社会の推進

（出典：全社協 福祉ビジョン改訂作業委員会整理、2020 年 2 月時点）

令和 8 年度事業計画

我が国では、少子高齢化の進行や人口減少の本格化、家族形態や就労環境の変化に加え、長期化する物価高騰や社会的孤立の深刻化など、地域社会を取り巻く環境は激しく変容しています。これに伴い、生活課題はますます複雑化・多様化しており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現が、かつてないほど強く求められています。

こうした状況を鑑み、本会は「第 2 次地域福祉推進計画」を活動の基本に据え、各市町の社会福祉協議会への支援体制を一層強化します。同時に、県行政、社会福祉施設、民生委員・児童委員、CSO（市民社会組織）等とのネットワークを構築し、地域の実情を踏まえた事業を県全域で展開します。

変化し続ける社会情勢に即応し、地域福祉のプラットフォームとしての役割を全うし、誰もが輝ける地域共生社会を創造するために、令和 8 年度においては、特に以下の事項を重点に事業を推進します。

【令和 8 年度重点事業】

1. つながり、支え合える地域づくりの推進

県内の社協、社会福祉施設・事業所、民生委員・児童委員、CSO 等すべての福祉関係者が一体となり、身寄りのない高齢者支援など新たな地域課題に迅速かつ的確に対応できる体制を構築します。その中核として、県域の連携基盤「ALL さが・ふくしネットワーク」を立ち上げます。

また、市町社協が地域生活課題を的確に把握し、主体的に解決へ取り組めるよう、研修・助成の充実を通じて支援を強化するとともに、福祉教育の推進により地域の担い手育成を進めます。

2. 一人ひとりの困りごとに寄り添う伴走支援の強化

生活福祉資金貸付や相談支援を着実に実施するとともに、コロナ特例貸付借受人世帯へのフォローアップ支援を継続し、関係機関と連携した包括的な生活再建を図ります。

また、成年後見制度や終活支援の充実を通じて、権利擁護体制の強化に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

3. 暮らしの安心を支える基盤強化と災害対応力の向上

市町社協と連携し、平時から災害に備えた地域体制づくりを推進します。佐賀 DWAT（災害派遣福祉チーム）の養成、事業継続計画（BCP）策定支援等を通じ、大規模災害時においても質の高い福祉支援が継続できる体制を整備します。

4. 福祉人材確保・育成と生産性向上の推進

福祉人材不足という構造的課題に対応するため、確保から育成・定着までを一体的に推進します。研修体系の再構築を進め、2040 年を見据えた法人経営力の強化、災害対応力の向上、職種・機関を超えた専門職連携、能福連携の推進、権利擁護と意思決定支援、外国人介護人材への対応、虐待防止、BCP、相談支援等、これまで県全体で十分に体系化されてこなかった重要テーマを整理し、段階的かつ実効性の高い研修を実施します。また、集合研修とオンライン研修を組み合わせることで受講機会を拡充します。さらには、ICT・AI 活用を含む生産性向上研修を推進し、業務の標準化と負担軽減を図り、働きやすい職場環境づくりを支援します。

さらに、社会福祉会館を体験型学習拠点として活用し、最新福祉機器の展示や実践的プログラムを通じて、学びが現場に確実に定着する仕組みを構築します。

1 つながり、支え合える地域づくりの推進

<基本目標>

市町社協や民生委員・児童委員等、様々な団体や地域住民等との連携・協働のもと、求められる支援や新たな取り組みの実践を図り、地域住民がともにつながり、支え合う地域づくりを推進します。

1. つながり、支え合うための地域福祉の取り組みを強化します。

<取り組み概要>

国が進める「地域共生社会」を実現するためには、各市町において、地域住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決を図ることを目指した、包括的な支援体制が整備されることが重要です。

その中で、市町社会福祉協議会が地域福祉推進の中核として期待される役割を果たすためには、地域住民が抱える複雑化・複合化した生活課題を市町社協が的確に把握し、それぞれの地域特性を活かしながら、解決に向けた独自の仕組みづくりに取り組むことが求められます。

本会では、市町社協が地域生活課題の解決に向けた仕組みづくりを効果的に取り組むことができるよう、今後社協が取り組むべき活動の方向性や課題解決の具体的な方法、それを実現できる適正な法人運営等についての実践的な研修や会議、助成事業の実施等を通じ支援します。



(1) 地域の課題解決に向けた仕組みづくりのための支援

継続
新規

ア. 地域の課題解決に向けた仕組みづくり

(ア)「ALL さが・ふくしネットワーク」の構築と効果的な事業展開の推進

県内社協、社会福祉法人・社会福祉事業所、民生委員・児童委員、CSO等を会員としたプラットフォームを構築するとともに、協働して地域生活課題を解決する事業を展開します。

- 協働事業の展開（相談支援事業、困窮者支援事業、福祉教育推進事業等）（随時）
- 「ALL さが・ふくしネットワーク事業」運営委員会の開催（年3回）
- 各所属団体ごとの会議や研修等における事業の理解促進（随時）

(イ) 地域の課題把握と解決のための支援の実施

各市町社協が自地域の実態と課題を的確に把握するとともに、効果的な課題解決の取り組みを社協・社会福祉法人・CSO・福祉事業所等とともに実施できる体制づくりを支援します。

- プラットフォーム構築に向けてのプロジェクトチームによる検討（年3回）
（市町社協における実態・課題把握と課題解決に向けての取り組みの検討）
- 課題解決に向けた取り組みに関する勉強会の開催（年1回）
（課題の共有とエリアごとのネットワークづくり）

(ウ) 課題解決実践プロジェクト助成事業の実施

既に各市町社協が把握している課題を解決するための仕組みについて、具体的な事業展開に向けた助成事業を実施します。

- 助成対象テーマ（特に、孤独・孤立対策に寄与するものを優先）
 - ・総合生活支援（移動支援、金銭管理支援、通院・入院支援、居住支援、終活支援等）
 - ・ひきこもり支援
 - ・ケアラー支援（ヤングケアラー・ダブルケア）
 - ・生活困窮者支援（子どもの貧困に関する支援も含む）
 - ・虐待、DV等に関する支援
 - ・その他市町独自で特別に解決したいと考える課題
- 助成額 1事業につき300,000円以内
- 助成率 9/10
- 助成事業数 3事業程度
- 助成対象 市町社協（エリアでの実施事業は幹事社協に助成）

- (エ) 孤独・孤立対策の推進
 - a 「佐賀県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」への参画（共同事務局としての事業推進）
 - b 「ひきこもり・不登校」を理解するためのイベントの開催（鳥栖市社協との共催事業）
- 令和8年11月21日(土) / サンメッセ鳥栖

継続

イ. 包括的な支援体制整備の推進

- (ア) 重層的支援体制整備事業の取り組みに向けての支援の実施
 - a 重層的支援体制整備事業後方支援事業の実施（県委託：予定）
- (イ) 地域包括ケアシステム体制整備の推進
 - a 生活支援コーディネーター養成研修会の開催（県委託：年2回）
- (ウ) 地域における子育てに関する包括的な支援体制整備の推進
 - a （一社）さが・こども未来応援プロジェクト実行委員会とのコンソーシアムによる休眠預金活用事業『『行政』×『専門機関』×『地域資源（市民）』による地域子育て包括支援事業』の実施（通年）

継続

ウ. 会議等の開催

- (ア) 市町社協 事務局長会議（2月）
- (イ) 市町社協 地域福祉担当者会議（5月）
- (ウ) 市町社協 エリア別地域福祉担当職員連絡会議（2月）
- (エ) 市町社協 個別訪問ミーティング（5～7月）

継続

エ. 地域福祉活動を推進するための調査及び各種会議・研修等への参加を通じた情報収集

- (ア) 各市町社協データベースの更新・管理（kintone活用）
- (イ) 全国・九州ブロック等の各種会議・研修への参加

継続

オ. 市町社協・社会福祉施設に対する寄贈物品の受付及び寄贈による地域福祉活動の推進

- (ア) セブソーイレブン・ジャパンとの「社会福祉貢献活動に関する協定」に基づく物品寄贈を通じた生活困窮者支援活動の推進
- (イ) 佐賀県コスメギフトプロジェクトへの参画とコスメギフト配付を通じた生活困窮者の社会参加支援の推進
- (ウ) 企業・団体等からの寄付・寄贈の受け入れ調整を通じた社協・社会福祉施設等の活動支援

（2）市町社協の適正な法人経営支援の強化

継続

ア. 市町社協の法人経営に関する戦略の検討支援

- (ア) 市町社協 経営分析に関する研究会（第2期：年3回）
- (イ) 市町社協 内部牽制体制の整備に関する研修会（年1回）
- (ウ) 市町社協「中期経営計画」策定についての研修会（年2回）

継続

イ. テーマ別研修会の開催

- (ア) 社協人財の確保・育成・定着に関する研修会（年1回）

継続

ウ. 法人経営に関する相談対応（随時）

（3）市町社協役職員のコミュニティソーシャルワーク力の強化

継続

ア. 市町社協役職員研修の開催

- (ア) 市町社協 職員パワーアップゼミ（全日程：7日間）
- (イ) 市町社協 常務理事・事務局長セミナー（年1回：1泊2日）
- (ウ) 市町社協 新任職員研修会（年1回：1泊2日）
- (エ) 香川県内社協との合同研修会（香川県で開催：1泊2日）

継続

イ. 市町社協実践発表会の開催（年1回）

継続

ウ. 市町社会福祉協議会職員連絡協議会設置運営

2. 地域におけるボランティア活動や住民活動の推進

<取り組み概要>

地域共生社会を実現するためには、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域づくりが求められます。そのためには、住民の生活の場である地域社会に「排除しない」、「ともに生きる」という意識が共有されることが重要です。

このことから、福祉に対する子どもたちの関心を高め、地域活動への参加を通して子どもたちの人間形成に資することができるよう、福祉教育の取り組みを進めます。

また、地域の生活課題を解決するための取り組みに様々な立場の住民が参画できるよう、ボランティア活動等の情報発信を強化するとともに、ボランティア活動の活性化を図るための研修や、災害時に被災された地域住民の生活復旧のための取り組みを円滑に取り組むことができるよう、市町社協職員を対象とした研修等を実施します。



(1) 福祉ボランティアセンターにおけるボランティア活動・住民活動の推進及び情報発信の強化

地域での支え合う関係やつながりの再構築を実現するため、次の事業に取り組みます。

継続

ア. ボランティア活動活性化研修会の開催（はばたけボランティア：県ボラ連と共催）

継続

イ. 県内ボランティア活動の情報収集と情報提供

継続

ウ. ボランティア活動保険事務

継続

エ. 佐賀県ボランティア連絡協議会の設置運営

継続

オ. 「24 時間テレビチャリティー募金」活動支援

(2) 福祉教育実践のための支援の強化

県社協として「社協が取り組む福祉教育とは何か」を明確にし、市町社協がそれぞれの地域で学校や地域とともにより効果的な「福祉教育」の実践が展開できるよう次の事業に取り組みます。

継続

ア. 「福祉教育実践チーム」の組織化と活動支援

継続

イ. 社協が進める福祉教育実践研究会の開催（年 4 回）

(3) 社協における被災者支援活動の推進

災害ボランティア活動のみに留まらず、被災された地域住民に寄り添う被災者支援を市町社協が当該地域で円滑に取り組むことができるよう、次の事業に取り組みます。

継続

ア. 市町社協職員を対象とした研究会や研修会の開催

（ア）市町社協災害ボランティアセンター設置・運営研修会（年 3 回）

（イ）市町社協災害ケースマネジメント研修会（年 1 回/2 日間）

（ウ）市町社協災害ボランティアセンターマネジメント研修会（年 1 回）

新規

（エ）市町社協災害ボランティアセンター運営支援者研修会（年 1 回）

（オ）市町社協災害ボランティアセンターに関する市町社協間情報共有会議（年 1 回）

新規

（カ）市町における被災者支援活動に関する情報共有会議（年 1 回）

継続

イ. 被災者支援活動のための体制整備

新規

（ア）“被災者支援 社協チーム”（仮）の立ち上げと活動体制の整備（随時）

チームの役割(案)・・・県内社協職員 8 名程度の“チーム員”で構成。チーム員は、災害発生時に初動の段階から県社協職員と同行もしくは単独で県内被災地社協に入り、被災地社協の意思決定支援、伴走支援等を行う。また、県外社協への応援職員派遣が必要な場合は、初期のクールで被災地社協へ入り、被災地の状況や応援職員の役割等を整理し次クール職員へ繋げる。平時には、本会が実施する研修等の企画や運営に協力する。

- (イ) “災害福祉支援センター業務対応マニュアル”の更新 (随時)
- (ウ) 災害ボランティア活動に係る資機材ストックヤードの適切な管理運営 (通年)
- (エ) 企業や関係団体等に対する災害ボランティア活動等への協力要請活動の実施 (随時)
- (オ) 災害福祉支援センター職員の力量向上のための研修会の実施 (年3回程度)

3. 地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動支援

<取り組み概要>

地域社会における課題が多様化、深刻化するなかであって、自らも地域の一員でありながら、住民の最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっており、民生委員・児童委員に対する社会的理解を進め、活動しやすい環境の整備を進めていくことが必要です。

このことから、民生委員・児童委員活動に関する広報活動の強化と、民生委員・児童委員が住民に寄り添いながら課題の解決に向けた役割を果たしていくために求められる幅広い知識や実践力を効果的に習得できるような研修に取り組みます。

また、民生委員・児童委員が市町社協とともに地域福祉を進める両輪として今後もその力を十分に活かすことができるよう、佐賀県民生委員児童委員協議会の運営や互助共励事業の適切な運用を通して民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。



(1) 民生委員・児童委員活動の支援の強化

民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を推進するため、次の事業に取り組みます。

継続

ア. 民生委員互助共励事業

- (ア) 総合相談事業(心配ごと相談事業等)相談員研修会の開催
- (イ) 指定民協育成事業
- (ウ) 民生委員互助事業

継続

イ. 民生委員・児童委員研修事業(県受託事業)

- (ア) 単位民児協会長研修会の開催 (年1回)
- (イ) 中堅民生委員児童委員研修会の開催 (年1回: 2ヶ所)

継続

ウ. 民生委員・児童委員活動に関する広報活動(県民児協・県社会福祉課と共催)

- (ア) 「民生委員の日(5月12日)」を中心とした広報活動の実施
- (イ) インターネットを活用した広報活動についての検討

継続

エ. 佐賀県民生委員児童委員協議会の設置運営

2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進

<基本目標>

生活上の困りごとを抱えた地域住民に丁寧に関わりながら、それぞれが抱える課題の解決に取り組めます。

1. 低所得世帯等に対する資金貸付と相談援助の強化（総合相談機能の強化）

<取り組み概要>

複雑な生活課題を抱える低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、経済的に厳しいひとり親家庭及び社会的養護を必要とする児童に対して、経済的自立及び生活意欲の助長等を促進し生活の安定を図ることを目的に、適切な相談支援を行うとともに、必要な資金の貸付を実施します。

コロナ禍により経済的に困窮した世帯を対象とした「緊急小口資金等生活福祉資金特例貸付（以下「コロナ特例貸付」）」については、返済開始以降も生活の安定を取り戻すことができず、不安定な生活を余儀なくされている世帯が引き続き多く存在しています。

令和8年度においては、市町社協を中心としたフォローアップ支援の取組を支援します。借受人世帯が孤立することなく安定した生活を実現できるよう、架電や手紙、訪問等によるプッシュ型・伴走型の積極的なアプローチを重視します。また、生活自立支援センター等の関係機関と適切に情報共有を行い、就労や家計改善の支援、各種福祉サービス等へ円滑につなげることで、生活再建に向けた支援の充実に努めます。



（1）包括的な相談支援と低所得者等を対象とした貸付事業の推進

継続

ア. 生活福祉資金貸付事業

本会を実施主体に各市町社協が相談及び受付窓口となり、民生委員や生活困窮者自立支援機関との連携・協力を得ながら、必要な相談援助並びに資金の貸付を行い自立の促進を図ります。

- （ア）総合支援資金 貸付見込 15 件
（生活支援費 5 件、住宅入居費 5 件、一時生活再建費 5 件）
- （イ）福祉資金 貸付見込 30 件（福祉費 10 件、緊急小口資金 20 件）
- （ウ）教育支援資金 貸付見込 20 件（教育支援費 10 件、就学支度費 10 件）
- （エ）不動産担保型生活資金 貸付見込 1 件
- （オ）要保護世帯向け不動産担保型生活資金 貸付見込 2 件
- （カ）貸付事業の概要の理解や相談援助技術の資質向上のための研修（7 月予定）
- （キ）生活福祉資金貸付審査等運営委員会の開催（随時）
- （ク）不動産担保型生活資金審査委員会の開催（随時）

継続

イ. 臨時特例つなぎ資金貸付事業

公的給付制度または公的貸付制度の申請をしている住居のない離職者に対し、給付金または貸付金の交付を受けるまでの生活費を貸付し自立の促進を図ります。

継続

ウ. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金や就職準備金の貸付を行い自立の促進を図ります。

- （ア）入学準備金貸付 500 千円（上限） 貸付見込み 10 件
- （イ）就職準備金貸付 200 千円（上限） 貸付見込み 5 件

※養成機関を修了し、且つ資格取得した日から 1 年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に 5 年

間従事することで償還免除。

- (ウ) 住居費支援資金 1世帯当たり入居している住宅の家賃の実費（上限 70 千円×12 ヶ月間）
貸付見込み 85 件（R7 からの継続 37 件、新規見込 48 件）

継続 エ. 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

児童養護施設等を退所した方が、進学や就職をするための生活基盤の安定を図る為に、家賃及び生活費等の貸付を行い自立の促進を図ります。

- (ア) 生活支援費 ※5 年間就業することで償還免除

- a 進学者 月額 50 千円（大学等に在学する期間）
貸付見込み 11 件（R7 からの継続 6 件、新規見込 5 件）

- (イ) 家賃支援費 ※5 年間就業することで償還免除

- a 進学者 1 ヶ月あたりの家賃相当額（生活保護制度上の住宅扶助費を限度）を大学等に在学する期間貸付
貸付見込み 10 件（R7 からの継続 5 件、新規見込 5 件）
b 就職者 1 ヶ月あたりの家賃相当額（生活保護制度上の住宅扶助費を限度）を施設退所後等 2 年間貸付
貸付見込み 5 件（R7 からの継続 0 件、新規見込 5 件）

- (ウ) 資格取得支援費 ※2 年間就業することで償還免除 250 千円（上限）新規貸付見込み 6 件

継続 オ. 適正な債権管理

適正な債権管理に努めるとともに、所在不明等による長期滞納者の追跡調査を行い、返済能力や生活状況等の実態調査を実施します。また、回収が難しいと判断される債権については、十分な調査・審査のうえ、適切に支払い免除等の措置を講じます。

- (ア) 市町社協と連携し滞納債権の借受人等に対し償還意欲の向上促進、電話連絡、面接調査、世帯訪問調査
(イ) 住民票調査の実施、督促状及び配達証明・内容証明付督促状の送付
(ウ) 長期滞納債権の実態調査及び適切な債権整理

継続 カ. 貸付事業の免除と償還等

本会と市町社協が直接連携して、本則貸付、コロナ特例貸付、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付の償還免除、猶予等の手続きについて適切に実施してまいります。特にコロナ特例貸付は件数も多い事情を踏まえ、全国の金融機関が登録可能な口座振替サービスやコンビニエンスストアで支払可能な払込票の利用、手数料の本会負担等で支払いやすい環境を継続します。居住先が不明となった借受人には電話による住所確認や住民票調査を行います。電話が繋がりにくい借受人や文書通知に対して反応が無い借受人に対しては、携帯電話のショートメールサービスを利用した対応の強化を図ります。

- (ア) 償還関連通知発送・行方不明者居住地調査
(イ) 償還免除判定及び償還口座情報の登録処理、免除審査及びデータ管理・住所変更処理・不備書類再依頼及び進捗管理
(ウ) 債権管理、償還残額のお知らせ・入金データ消し込み・引落不能対応・住民票調査・滞納者対応・破産手続き対応・繰り上げ償還対応・償還完了処理

【継続】（２）コロナ特例貸付借受人世帯へのフォローアップ支援の強化

償還免除等要件		令和 6 年（免除開始～2024 年 12 月末現在）	令和 7 年（免除開始～2025 年 12 月末現在）	増減（件・額）	比率
非課税免除	件数	5,680 件	5,937 件	+ 257 件	+ 4.5%
	金額	2,105,136,810 円	2,201,707,250 円	+ 96,570,440 円	+ 4.6%
生活保護	件数	230 件	299 件	+ 69 件	+ 30.0%
	金額	73,090,550 円	99,467,490 円	+ 26,376,940 円	+ 36.1%
重度障害	件数	51 件	69 件	+ 18 件	+ 35.3%
	金額	17,301,350 円	25,359,360 円	8,058,010 円	+ 46.6%
死亡	件数	188 件	210 件	+ 22 件	+ 11.7%
	金額	68,336,560 円	76,157,450 円	+ 7,820,890 円	+ 11.4%
自己破産（個人再生含む）	件数	339 件	451 件	+ 112 件	+ 33.0%
	金額	123,807,044 円	164,431,172 円	+ 40,624,128 円	+ 32.8%
12 か月以上償還指導後償還見込なし	件数	1 件	1 件	± 0 件	± 0.0%
	金額	150,000 円	150,000 円	± 0 円	± 0.0%
償還猶予後免除	件数	15 件	21 件	+ 6 件	+ 40.0%
	金額	5,133,390 円	6,975,480 円	+ 1,842,090 円	+ 35.9%
合 計	件数	6,504 件	6,988 件	+ 484 件	+ 7.4%
	金額	2,392,955,704 円	2,574,248,202 円	+ 181,292,498 円	+ 7.6%

（※）延滞利子免除を除く

【課題分析】

- ・コロナ特例貸付後の免除状況については、償還開始後も生活の立て直しが困難な世帯が依然として多く存在しています。令和 7 年 12 月末時点の償還免除件数・金額は、令和 6 年 12 月末比で件数 484 件（+ 7.4%）、金額約 1 億 8,129 万円（+ 7.6%）増加しており、これは免除制度運用の拡大ではなく、生活困窮の長期化・深刻化を反映したものと考えられます。
- ・死亡や重度障害の増加は、高齢化や貧困層の健康問題が影響しているとも考えられます。特に、生活保護や自己破産等は 3 割前後と増加率が高く、就労が困難であったり、多重債務に陥っている世帯が一定数存在していることがうかがえるため、自立支援のフォローアップを継続するとともに、生活保護や他の支援策へ確実につないでいくことが重要です。

市町社協、県社協の生活福祉資金関係の相談件数

（単位：件）

	年度	本則	コロナ特例	市町小口	計
市町社協	R6.4.～12 末	876	1,601	582	3,059
	R7.4.～12 末	1,224	1,200	647	3,071
県社協	R6.4.～12 末	232	902	—	1,134
	R7.4.～12 末	295	1,347	—	1,910

【課題分析】

- ・令和 6 年 4 月～12 月末と令和 7 年 4 月～12 月末の同時期の相談件数を比較すると、市町社協における相談件数は、ほぼ横ばいで推移しており、生活困窮に関する相談ニーズは依然として高い水準にあります。コロナ特例貸付の相談件数は減少していますが、これは生活状況の改善によるものではなく、制度終了・縮小に伴い、特例貸付を利用してきた世帯が本則貸付等の次の支援へ移行していると思われます。
- ・本則貸付の相談件数は増加しており、一時的な収入減少への対応から、就労不安定や疾病、家計管理困難など、長期的な様々な課題を抱える世帯への支援へと移行している傾向にあります。加えて、県社協への相談件数の増加は、市町社協では対応が困難な複合的・長期的課題を有するケースなど、生活困窮の重層化・複

雑化が進行していることがうかがえます。

【今後の取組み】

- ・本則貸付相談の増加や長期支援が必要な世帯の顕在化を踏まえ、就労、家計、健康、社会的孤立など生活全体を見据えたアセスメントを行い、生活自立支援センターや関係機関と連携した包括的な支援を進めることが求められています。
- ・市町社協は、身近な相談窓口として、課題の早期発見と生活再建と自立を重視した支援が重要です。本会においては、市町社協では対応が困難な複合的・長期的課題を有するケースへの支援や助言を行ってまいります。

具体的には

（ア）世帯状況の把握

高齢、疾病、障害、家族介護等により、就労による収入回復が困難な世帯が一定数存在していると思われる、まずはこうした世帯を把握し、この世帯にはどのような支援が必要なのかを検討していくことが重要。

（イ）生活課題の複合化への対応

経済的困窮に加え、健康、家族関係、住居、孤立などの課題が重なっているケースでは、単一制度の支援では十分な効果が得られないため、各関係機関と連携し包括的な見立てと伴走支援を十分に機能させていくことが重要。

（ウ）支援終了の見極め

支援の終着点が償還完了や免除判断等に偏らず世帯全体の状況を見極めることが重要。

- a その世帯に必要な制度につながったか
- b 生活が安定したか
- c 孤立や孤独が緩和されたか など

- ・借受人世帯に対して督促を目的とするのではなく、生活支援を主たる目的として進めます。
- ・償還免除が決定された借受人についても、免除をもって支援を終了することなく、継続的な支援を行い、生活の安定と再困窮の予防のためにも、電話・文書・訪問（接触できていない借受人への対応を推進）等を通じて、借受人世帯の生活状況を丁寧に把握し、生活自立支援センター等の関係機関と連携し、生活基盤の再構築を図れるよう市町社協の支援を行います。
- ・特に訪問活動については、市町社協によって取組状況に差が生じており、計画的な訪問や面談が実施できているところもある一方で、人員体制や他の業務との兼務等の理由から、十分な訪問活動が行えていない状況も見られます。
- ・就労世帯や日中不在の世帯が多い現状においては、平日の日中に限定した訪問活動のみでは、生活状況の把握が十分に行えないケースが少なくありません。そのため、夜間訪問や土日対応など、世帯の生活実態に応じた柔軟な対応が求められます。一方で、現行の勤務体制では、こうした対応が難しいことも理解しています。しかしながら、生活に困難を抱える世帯への支援を進めるためには、直接的な接触を通じた状況把握が不可欠であり、接触なくして適切な支援方策を検討することは困難だと考えています。このため、時差出勤や勤務時間の調整などの工夫を行い、職員の負担軽減に配慮しつつ、訪問活動の実効性を高める体制整備を進めていく必要があります。

（エ）市町社協の役割（業務委託）

- a 専任相談員等の設置による借受人世帯等への相談支援
- b 生活自立支援センター等との連携による借受人世帯等への電話及び訪問等による相談支援
- c 借受人世帯等において困難を有する人への個々の状況に応じた制度や福祉サービスへつなぐため、他機関との連携

- d 借受人世帯等への償還猶予や償還免除、少額償還の勧奨と申請支援
- e 各市町社協管外へ転居した借受人世帯等に関する支援情報の供与
- f その他、借受人世帯等のニーズに対応した生活支援等

(オ) 県社協の役割（コロナ特例貸付フォローアップ支援チームによる支援）

- a 償還困難な借受人世帯に対する償還猶予・免除等の協議を適宜実施
- b 本会内部で定期的に情報共有（困難事例の支援会議の実施）を図り市町社協へフィードバック
- c 生活に困難を抱える借受人世帯へ市町社協と同行訪問の実施
- d 本会各課の各種事業において、福祉的支援の必要性等の協議
- e 市町社協職員と生活自立支援センター等との合同研修や情報交換（web 会議等）を通じた実践力の向上

2. 住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するために一人ひとりの権利を擁護する取り組みの推進

<取り組み概要>

認知症、知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方たちを社会全体で支え合うことは喫緊の課題となっています。

このことから、全ての地域住民が、自らの意思により、自分らしく暮らし続けることができるよう県社協及び各市町社協における権利擁護に関する総合的な相談支援体制を強化します。

また、判断能力に不安を持つ方が、福祉サービスを利用しながら安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する手続き支援や金銭管理のための福祉サービス利用援助事業を実施します。

認知機能の低下等により、成年後見制度の利用が必要とされる方に対しては、適切に成年後見制度の利用に繋ぐことができるよう、成年後見制度利用促進に向けた取り組みを強化します。

また、判断能力は充分であっても、身寄りがいない、近くに親族がいない等の理由により、自分が希望する人生の終え方を誰にも託すことができないなど、不安を抱える高齢者も増えていることから、このような方々の自己決定権を尊重するという視点に立ち、エンディングノートの作成や葬儀・遺品整理の代行等、市町社協における終活支援に関する取り組みを推進します。



(1) 福祉サービス利用援助事業の実施による権利擁護の推進

継続

ア. 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート事業）の実施

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス利用の援助等を行います。

(ア) 市町社協への事業委託による福祉サービス利用援助事業サービスの提供

利用契約者数（令和8年度末見込）470件（うち新規契約見込み90件）（解約見込み80件）

(イ) 契約締結審査会の開催・・・年6回開催

(ウ) 福祉サービス利用援助事業従事者等に対する研修会の開催

a 専門員エリア別会議（5月）

b 専門員研修会（11月）

c 生活支援員研修会（6月）

(エ) 福祉サービス利用援助事業実地検査（10町社協：10月～）

(オ) 「福祉サービス利用援助事業の実施体制見直し等に係る検討会」の開催（年3回）

(2) 権利擁護事業の推進

市町社協を中心とした総合的な権利擁護の取組の充実を図るため、次の事業に取り組みます。

新規

ア. 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援（「新たな事業」）実施に向けた体制整備等の情報収集・検討

(ア) 身寄りがいない高齢者等への支援を考える研修会 (年 1 回 : 5 月)

継続

イ. 成年後見制度利用促進協議会の運営 (年 1 回) (県委託 : 予定)

ウ. 成年後見制度の利用促進に関する研究会等の開催

市町社協における権利擁護、成年後見制度に関する取り組みについての意見・情報交換や勉強会の開催

新規

(ア) 法人後見事業 実施社協間 情報共有会議 (年 1 回)

継続

(イ) 「中核機関」設置社協間 情報共有会議 (年 1 回)

継続

エ. 終活支援に関する取り組みの推進

(ア) 市町社協における終活支援事業に関する勉強会 (年 1 回)

3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進

<基本目標>

市町社協や福祉サービス事業所、学校・養成施設等との連携・協働を密にして、地域づくりや福祉サービス提供の担い手となる幅広い人材の確保や育成に取り組みます。

1. 地域共生社会の実現に向けた担い手づくりの推進

<取り組み概要>

少子高齢化の進行により、生産年齢人口が減少する中、福祉サービスの需要は増大・多様化し、サービス提供の担い手である福祉人材は不足している状況が続いており、サービス利用者の福祉の向上に資する福祉人材の確保、育成、定着、環境改善に向けた支援は、引き続き積極的かつ丁寧に取り組むことが求められています。

本会では、こうした状況を踏まえ、福祉人材センター・無料職業紹介所機能の充実・強化をはじめ、多様な福祉人材確保事業に、引き続き積極的かつ丁寧に取り組むとともに、社協・福祉事業所等の福祉組織・関係者、教育関係、自治体など、多様な関係機関との連携・協働のもと、福祉を支える人材の確保・育成・定着を実現すべく、効果的な事業展開を図ります。



【福祉人材の確保・育成・定着への取り組み】

○福祉人材センター、保育士・保育所支援センター機能の充実を図り、地域づくりや質の高い福祉サービス提供の担い手づくりを引き続き推進し、本県でも課題と捉えている、コロナ禍以降停滞状態である求人求職マッチング件数など、国が福祉人材センターに示した全国共通指標「就職人数（求人求職マッチング数）、等」「求職相談件数」「就職（採用）者の入職6か月後の定着率」の実績向上に向けた取り組みを行います。

○福祉人材確保・定着においては、若い世代の福祉・介護分野への参入促進及び定着を図ることが、慢性的な福祉・介護人材不足を解消することにつながることから、将来を担う若い世代に向けた福祉セミナーや職場見学会等の事業実施、福祉・介護職の姿や仕事についての情報・魅力の発信はもとより、介護・保育修学資金の利用支援を通じた福祉職への参入促進、保護者への福祉の仕事の魅力発信等に引き続き取り組み、志をもった質の高い人材の育成・確保を目指していきます。また、保育分野の就業継続支援の取り組みにおいて、弁護士、心理士等専門性を有する人材による相談支援を実施するなど、保育人材の確保・定着を図ります。

（1）求職者支援機能の強化

継続

ア 福祉人材センター運営事業

（ア）福祉人材無料職業紹介事業

- a 職業紹介業務の実施、ハローワークとの連携強化、ハローワーク担当者、労働局との定例ミーティングの実施
- b 県・市町、ハローワーク主催の就職相談会等との連携（随時）
- c 福祉人材養成機関（介護職員初任者研修等）との連携した職場説明会・相談会の実施
- d 県内養成施設（福祉系大学等）との連携・協力体制の構築福祉分野において相互に連携・協力した、不足する福祉人材の育成・確保・定着の強化推進
- e 学生・生徒（福祉系大学・短大・専門学校及び小・中学校・高校等）、教諭や保護者などに対する福祉の仕事、福祉人材センターの周知・活用促進
- f 関係機関（福祉施設・事業所、団体、学校等）との連携強化
- g 福祉人材情報（求人・求職）COOL システムの運用、SNS を活用した求人・イベント等の情報提供

- (イ) 人材確保事業
 - a 福祉の仕事合同就職面談会（年２回：ハローワーク共催）の開催の開催
 - b 個別福祉の職場説明会の開催及びＷＥＢ導入支援
 - c 福祉の職場見学会の実施（随時見学及びオンライン形式）
 - d 教育機関、教育現場（中学、高校、短大、大学）と連携協力・協議の場への参画による教員等指導者に対する福祉の理解促進・情報提供
- (ウ) 福祉従事者研修、福祉の資格取得方法等情報提供、潜在有資格者の呼び戻し推進
 - a 求人・求職情報、施設・事業所案内、資格取得方法、福祉従事者研修案内
 - b 施設・事業所における円滑な人材確保支援、求職者への求人情報提供の強化
- (エ) 介護の資格届出制度推進による介護福祉士等の有資格者サポート及び呼び戻し
- (オ) 定年退職者を中心としたシニア層への福祉の仕事への働きかけ強化
- (カ) 運営委員会の開催

福祉人材センターの事業運営を円滑且つ効果的に実施できるよう委員会を開催。

継続

イ 保育士・保育所支援センター運営事業

- (ア) 保育の現場・職業の魅力発信事業
 - a 保育の仕事や魅力の情報発信
 - b センターの取組に関する広報

事業告知を情報誌へ掲載、ホームページ・ＳＮＳを活用した広報活動を展開
- (イ) 保育士資格取得支援事業
 - a 養成施設の学生を対象とした伴走的な就職支援保育士養成校と連携した先輩保育者と学生との交流・説明会開催
 - b 保育士資格取得希望者からの相談対応
 - c 保育補助者等に対する保育士資格取得の勧奨・支援
- (ウ) 潜在保育士等求職者と保育所等（雇用者）ニーズ調整や相談支援等
 - a 潜在保育士の発掘と保育所等への就労に関する相談支援
 - b 保育所等に関する募集採用状況の把握
 - c 求職者のニーズに合った就職先の情報提供
 - d 求職者と雇用者双方のニーズ調整
 - e 保育所等に勤務する保育士からの相談（就業継続等）対応
 - f ハローワーク等出張相談会の実施
 - g 保育施設に対する巡回支援・訪問支援の実施
 - h 保育の職場環境改善等に係る周知・啓発
- (エ) 保育士就職面談会の開催

保育所等への就職を希望する保育士等を対象に、保育所等の就職担当者による就職面談会を開催。
- (オ) 保育士や保育所等への伴走支援
 - a 保育所等見学会の開催

保育所等への就職を希望する潜在保育士や現役保育士、学生等を対象に保育所等の見学会を開催。
 - b 保育士就労体験活動の推進

保育士資格を持ちながら保育現場を離れている方等を対象に保育所等の就労体験を提供。
 - c 就職先決定後のフォローアップ

就職した後に業務の状況や職場環境等について確認し、必要な調整・フォローを行い、定着や離職の防止を図ります。
 - d 保育施設に対する採用力向上セミナーの開催
 - e 保育士求職者と現役保育士との交流の場の提供

保育所への就業に関する情報収集や悩み・不安の解消を図ります。

新規
新規

(カ) 潜在保育士に対する研修の開催並びに掘り起こし

保育士資格をもちながら保育現場を離れている方を対象に、保育所等の再就職に必要な知識や技術を提供するとともに、就労に向けた情報交換の場を設けます。また、潜在保育士への保育情報発信等を行い、掘り起こしを行います。

新規 (キ) 専門性を有する人材による支援

弁護士、心理士、保育士等専門性を有する人材による相談支援の実施

(ク) 放課後児童クラブに対する求職者と雇用者のニーズ調整や相談支援等

新規 (ケ) 保育士確保に関する地域のネットワーク体制の構築

(コ) 事業委員会の開催

保育人材確保に関する現状把握・課題対応等の検討、保育士・保育所支援センター事業の運営を円滑且つ効果的に実施できるよう委員会を開催。

継続 ウ 福祉・介護人材マッチング支援事業

(ア) キャリア支援専門員による就職相談等の実施

a 福祉人材養成校及び県内ハローワークとの連携

県内ハローワークへの出張相談（WEBでの相談実施や介護事業所説明会との同日開催等）、ミニ就職面接会・介護の日関連イベントとの連携、開催時の相談コーナー設置等

b ショッピングモールでの福祉の仕事出張相談会の開催

c 福祉施設・事業所及び福祉人材養成校の巡回訪問、相談・情報提供

d 関係機関（施設・学校等）との連携

(イ) 福祉・介護事業所就職面談会（エリア別ミニ就職フェア）の開催

福祉・介護分野への就職希望者を対象に、福祉事業所の人事担当者と直接、個別面談を行う機会を設けることにより福祉人材確保の促進を図ります。

(ウ) 介護福祉士養成校との連携強化による、若い世代の担い手確保推進

(エ) 福祉・介護のお仕事の魅力発信事業

a 高校生福祉セミナー、高校生介護技術コンテスト共催セミナーの開催等

福祉・介護に興味がある生徒を対象に、福祉に関する講演や高校生・大学生等の意見交換会を通して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるセミナー等を開催。

・対 象：高校生、高校教諭、保護者等

・共催（予定）：佐賀県高等学校教育研究会福祉部会、福祉系大学・短大

b 若年層等ターゲット別情報提供

佐賀県高等学校教育研究会福祉部会等との連携、県内短大・大学オープンキャンパス等での学生・保護者への情報提供

c 女性の介護分野への参入促進

子育て世代や主婦層等をターゲットとした人材確保・定着相談の実施・情報提供

(オ) 外国人介護人材に対する定着支援

a 外国人介護人材交流会（介護職で役立つレクリエーション・情報交換等）の開催

b 介護福祉士修学資金利用留学生保証法人を通じた定着支援

(カ) 福祉施設・事業所就職体験活動（見学会等）の促進

福祉の仕事に興味がある学生や福祉分野への再就職を希望される方々の就労への不安を軽減するために、施設内を見学できる機会を提供するなど、求人求職のスムーズなマッチングを促進します。

また、福祉の仕事を目指して学びたいという高校生を対象に、授業の一環としたオンライン活用の福祉の仕事紹介・施設見学を実施します。

継続 (キ) 介護人材確保・定着支援協議会の開催

新規 介護人材確保についての情報交換と併せ県域で取り組める企画等、「佐賀県全体の

福祉人材確保・定着」のための協議を行います。

（介護人材確保プラットフォーム構築検討含）

（２）福祉サービス事業従事者の支援機能の強化

継続

ア．福祉人材養成研修の実施

研修体系の再構築に伴い、福祉人材の養成に向け、新たに体系的に分類した下記研修を実施します。

- （ア）福祉人材の確保・育成・定着支援
 - a 階層別研修：就労年数等に応じた対象者ごとのスキルアップ向上を目指した研修
例）新任職員研修、中堅職員研修 等
 - b テーマ別研修：テーマに特化した専門スキル向上のための研修
例）コンプライアンス研修、ハラスメント対応研修 等
 - c 連携・協働研修：異業種、多機関・多職種との連携による研修
例）農福・水福・林福連携就労支援研修 等
- （イ）法人運営支援
例）社会福祉法人の経営戦略や人材マネジメント等、組織基盤強化に資する研修
- （ウ）地域福祉担い手育成支援
例）福祉教育実践研究会 等
- （エ）生産性向上支援
例）ICT 推進研修、ICF（国際生活機能分類）に基づく福祉機器の活用研修 等
- （オ）災害対応力強化
例）BCP（事業継続計画）研修、地域防災力強化研修 等

継続

イ．介護支援専門員実務研修受講試験の実施（県指定事業）

- （ア）第 29 回佐賀県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 試験日：10 月上旬予定

（３）地域共生社会の担い手の確保・育成に資する研修のあり方検討・実施

- （ア）研修体系の継続的な見直しと全体調整機能の強化

本会では、有識者・関係機関による運営委員会の協議を踏まえ、研修体系の再構築を進めてきました。今後は、福祉人材の育成等を戦略的に推進するため、県内における研修の全体像を整理し、情報の見える化を図るとともに、2040 年を見据えた法人経営、地域貢献活動、分野横断的・多職種連携型研修の充実を図ります。

（取組内容）

- ①県内福祉従事者研修情報の収集・整理・発信
- ②福祉人材養成研修体系の進行管理・評価
- ③種別協議会・県福祉担当各課との意見交換会の開催（適宜）

2. 福祉サービス事業従事者のすそ野を広げる取り組みの推進

<取り組み概要>

介護・保育分野の慢性的な人手不足、複雑化・多様化する介護・保育ニーズに対応できる専門性を要する人材の確保・定着に向け、引き続き、介護福祉士や保育士を目指す学生を対象とした「修学資金」の貸付を行うとともに、離職介護人材を対象とした「再就職準備金」や他業種から転職して介護分野や障害福祉分野の介護職に就かれる場合の「就職支援金」など、センターの無料職業紹介事業などとリンクした貸付を行い、必要な福祉人材を着実に確保するとともに、貸付を通じた借受人従事施設との人材定着に向けた連携など中長期的・継続的視点に立った取り組みを行います。



(1) 福祉の仕事の魅力を届ける取り組みの強化

ア 福祉・介護人材マッチング支援事業 (再掲)

- (ア) キャリア支援専門員による就職相談等の実施
- (イ) 福祉・介護事業所就職面談会（エリア別ミニ就職フェア）の開催
- (ウ) 介護福祉士養成校との連携強化による、若い世代の担い手確保推進
- (エ) 福祉・介護のお仕事の魅力発信事業
- (オ) 外国人介護人材に対する定着支援
- (カ) 福祉施設・事業所就職体験活動（見学会等）の促進
- (キ) 介護人材確保・定着支援協議会の開催

(2) 福祉従事者のすそ野を広げる取り組みの推進

継続

ア 介護福祉士修学資金等貸付事業

佐賀県内で介護福祉士・社会福祉士として業務に従事する人材の確保を図るため、平成 21 年度から実施。制度改正に伴い、平成 28 年度からは、介護福祉士国家試験実務経験ルートの受験に必要な実務者研修の受講資金、介護人材の再就職のための再就職準備金を実施。令和 3 年度からは、慢性的な介護人材不足状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野への参入を促進するための「介護分野就職支援金貸付」「障害福祉分野就職支援金貸付」、今後必要となる介護人材等を着実に確保していくための「福祉系高校修学資金貸付」を実施。上記貸付いずれも一定期間、介護等の業務に従事した場合は貸付金を償還免除。無利子。

(ア) 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業

県内で介護福祉士及び社会福祉士として業務に従事する人材の確保を目的とした貸付事業

a 貸付対象者（以下の要件をすべて満たす方）

- (a) 介護福祉士及び社会福祉士の養成施設※に在学している方
 - (b) 養成施設卒業後、佐賀県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする方
- ※県内養成施設：（介護福祉士）西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学
（社会福祉士）九州医療専門学校

b 貸付限度額 月額 50,000 円（通信学校は月額 20,000 円）

※他に入学準備金、就職準備金、国家試験受験対策費用などを加算

c 令和 8 年度新規貸付見込 104 件（介護福祉士 100 件、社会福祉士 4 件）、 過年度貸付決定継続送金分 63 件（介護福祉士 62 件、社会福祉士 1 件）

(イ) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

介護福祉士実務者研修施設等に在籍し、介護福祉士の資格取得を目指す方に対する必要な受講資金等の貸付ける事業

a 貸付対象者（以下の要件をすべて満たす方）

- (a) 申請時点で実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方
- (b) 実務者研修施設卒業後の直近の介護福祉士国家資格を受験予定の方
- (c) 申請年度の 3 月 31 日までに 3 年以上の実務経験を有する見込みのある方

b 貸付限度額 200,000 円

c 令和 8 年度貸付見込 30 件

(ウ) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職として一定の知識及び経験を有しながら離職した介護職員等に対し、介護職員等として再就職するために必要な費用を貸付ける事業（講習会の参加費や参考書代、就職に必要な被服費、子どもの預け先を探す際の活動費も対象）

- a 貸付対象者（以下の要件をすべて満たす方）
 - （a）介護職員等として実務経験 1 年以上有し、直近の介護職員等の離職日から 3 か月以上が経過している方
 - （b）福祉人材・研修センターに求職の登録を行い、かつ介護人材再就職準備資金利用計画書を提出した方
 - b 貸付限度額 400,000 円
 - c 令和 8 年度貸付見込 10 件
- （エ）介護分野就職支援金貸付事業
- 他業種等で働いていた介護職未経験者等で、介護職員初任者研修以上※の研修を修了した方を対象に、県内の介護保険事業所・施設の介護職員として就職する際に必要な費用を貸付ける事業（講習会の参加費や参考図書代、就職に必要となる被服費、子どもの預け先を探す際の活動費など）※介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修など
- a 貸付限度額 200,000 円
 - b 令和 8 年度貸付見込 15 件
- （オ）障害福祉分野就職支援金貸付事業
- 他業種等で働いていた介護職未経験者等で、介護職員初任者研修以上の研修等一定の研修※を修了した方を対象に、県内の障害福祉サービス事業所・施設の障害福祉職員（サービス利用者へ直接サービスを提供する方）として就職する際に必要な費用を貸付ける事業（講習会の参加費や参考図書代、就職に必要となる被服費、子どもの預け先を探す際の活動費など）※介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、同行援護従事者養成研修、行動援護従事者研修、重度訪問介護従事者養成研修
- a 貸付限度額 200,000 円
 - b 令和 8 年度貸付見込 4 件
- （カ）福祉系高校修学資金貸付事業
- 介護福祉士養成課程高校※に在学する介護福祉士資格の取得を目指す学生に対し、国家試験受験対策として必要な費用や介護職として就労するうえで必要な費用を貸付ける事業
- ※県内高校：嬉野高校、神埼清明高校、※北陵高校（※令和 8 年度より新規募集停止）
- a 貸付限度額
 - （a）国家試験受験対策費用 40,000 円（年額）
 - （b）就職準備金 200,000 円（卒業年度のみ）
 - b 令和 8 年度新規貸付見込 19 件、過年度貸付決定継続送金分 5 件

継続

イ 保育士修学資金等貸付事業

保育士の確保を図るため本県において平成 28 年度より実施。養成施設の学生に対する修学資金、再就職のための就職準備金の 2 種類があります。一定期間、保育士等の業務に従事した場合は貸付金を償還免除。無利子。

- （ア）保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得を目指す方に対しての貸付事業

 - a 貸付対象者

県内の指定保育士養成施設で修学する学生、又は県外の養成施設で修学する佐賀県出身の学生で、卒業後、佐賀県内において保育士として就職を希望する方

※県内養成施設：西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学
 - b 貸付限度額 月額 50,000 円

※他に入学準備金、就職準備金を加算
 - c 令和 8 年度新規貸付見込 105 件、過年度貸付決定継続送金分 77 件
- （イ）保育士就職準備金貸付事業

保育士資格を有する方であって、現在保育士として勤務していない方の再就職を図るために、

必要な資金を貸付ける事業。

- a 貸付対象者 保育士登録後1年以上経過し、県内の保育所等に就職を希望する方
- b 貸付限度額 400,000 円
- c 令和8年度貸付見込 20 件

4 くらしの安心を支える体制強化の推進

<基本目標>

施設種別協議会や各種団体と連携し、福祉サービス利用者へのより良いサービスを提供することができ
る基盤づくりを推進します。

1. 福祉サービス事業所の基盤強化を支援

<取り組み概要>

施設法人の経営全般に係る相談支援等の充実を図るとともに、福祉現場の深刻な人手不足に対応するため、ICT・介護ロボット等の導入による生産性向上の定着や、多様な人材の確保・定着に向けた労働環境の改善支援等の課題解決に努めます。また、県社協が実施する体系的な研修を通じて、コンプライアンスの徹底と透明性の高い法人経営、及び質の高い福祉サービスの提供を支援します。

大規模災害への対応として、策定済みの事業継続計画（BCP）を実効的な計画へ深化させるため、PDCAサイクルを通じて継続的な訓練やシミュレーション研修を実施します。また、災害時の福祉支援ネットワークをさらに強固なものとするため、社会福祉・精神保健施設団体等と連携し、「佐賀DWA T（災害派遣福祉チーム）」の養成及び、デジタルツール等を活用した情報収集能力の強化を図るなど、災害時の福祉的支援の適応能力を向上させます。

さらに、社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援については、福祉関係者が一体となって地域の諸課題に取り組む「ALL さが・ふくしネットワーク」に参画し、法人の専門性と資源を活用した地域公益活動を推進します。

また、社会福祉法人経営者協議会と、県社会福祉課監査担当との共催により、地域公益活動に向けた研修会を開催し地域公益活動の一層の推進を図ります。

合わせて、高齢者・障害者・児童・母子等、利用者に応じた福祉サービスの充実を図るため、種別ごとに組織化した「施設種別協議会」を本会内に設置し、研修のあり方を含めた支援体制を見直すことで業務の効率化や生産性向上を図るなどその運営支援に取り組みます。

また、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」に基づく、社会福祉施設等における『介護等体験』の円滑な実施に向けた調整を行います。あわせて、学生が社会福祉施設の役割や意義・特性を正しく理解した上で実習に臨めるよう、大学側による事前説明や事前学習の充実・促進を働きかけ、受入れ体制の質的向上を図ります。



<施設種別協議会>

- ・社会福祉法人経営者協議会
- ・老人福祉施設協議会
- ・児童養護施設協議会
- ・身体障害児者施設協議会
- ・社会就労センター協議会
- ・母子生活支援施設協議会
- ・知的障害者福祉協会
- ・ひしの実生活サポート協会

※各種別協議会では、関連する制度政策等への対応の検討や、施設利用者の特性に応じた職員研修の開催、会議等を通じた課題共有や解決に向けた調査研究等様々な活動を行い、各施設における福祉サービスの向上に取り組みます。

(1) 福祉サービス事業所の経営基盤強化を支援

継続 ア. 施設・事業所の経営に関する相談支援

社会福祉法人の公益性や運営の透明性を高めるため、専門的相談窓口である福祉施設経営相談の積極的活用を推進し、施設・事業所のニーズに応じた会計、財務、安全管理、経営、利用者サービス等に関する専門的な支援・助言を行います。

継続 イ. 施設種別協議会の運営支援

各施設種別協議会と連携した情報提供の検討や合同研修会等に取り組みます。

(2) 社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援

継続 ア. 施設法人の専門性と資源を活かした地域内のネットワーク構築支援
「ALL さが・ふくしネットワーク事業」の推進。(再掲)

継続 イ. 地域公益活動に向けた研修会の開催

(3) 福祉サービス提供に係る課題把握と解決の取組み推進

継続 ア. 各施設種別協議会等の円滑な運営と基盤強化の支援

継続 イ. 施設種別ごとに求められる制度政策等への対応やタイムリーな情報の提供

(4) 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業の実施

社会福祉・精神保健施設団体等と協定を締結し、福祉・介護専門職からなる災害派遣福祉チーム(佐賀DWA T)を設置し、チーム員向けの研修を実施することで、災害救助法の対象となるような大規模災害発生時の避難所等における福祉支援体制の構築を図ります。

継続 ア. チーム員名簿の更新

継続 イ. ネットワーク会議の開催

継続 ウ. 基礎研修、ステップアップ研修、リーダー養成研修等の実施

継続 エ. 災害支援に向けた取組の実施

平時：他の保健医療活動チームとの合同研修の実施

(保健医療分野における支援体制との連携方策を検討し、災害時に一体的に支援を行えるような連携方策の検討・構築を行う。)

災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築

(災害派遣福祉チームの活動に必要な消耗品等の確保や備蓄場所の確保等を検討し、その整備を図る。)

他都道府県との情報交換や関係づくり

(災害時において、複数の都道府県の災害派遣福祉チームの広域的な連携に向け、他の都道府県等との情報交換など、関係づくりを行う。)

災害時：災害時の避難所における福祉ニーズ等情報収集

災害派遣福祉チームの派遣等の実施

継続 オ. 災害派遣福祉チームの普及啓発に係る広報

2. 福祉サービス利用者の安心のための取り組みを推進

<取り組み概要>

常に利用者の立場に立った透明性の高い良質かつ適切なサービスを提供し、利用者の健康的な生活の確保や福祉を促進、働きやすい職場環境によりサービスの質の向上に向けた体制の構築への支援を行うため、地域密着型サービス事業所に対しての外部評価、各サービス提供事業者に対しての第三者評価を実施していきます。なお、第三者評価については、3年毎に1回の受審が義務付けられている社会的養護施設の計画的な受審を支援するとともに、それ以外の施設に対しては、第三者評価の効果や必要性について周知を図ります。

福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、市町社協における事業の実施状況を調査し必要に応じ助言などを行います。また、福祉サービスに係る利用者などからの苦情の解決を支援するとともに、苦情解決の制度の周知や利用の徹底、説明責任のある透明性の高い福祉サービス事業者として苦情解決体制の整備を図るため、社協広報紙等による広報や、事業所の担当者を対象とした研修会を継続して実施します。



(1) 福祉サービス事業所等の組織運営や事業の透明性向上の支援

継続

ア. 地域密着型サービス外部評価事業

地域密着型サービス外部評価機関として、県内の地域密着型サービス事業所の外部評価を行い、その結果を公表することにより、当該事業所におけるより良質なサービスの確保を図り、もって安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

また、評価機関としての運営の適正化を図るために、審査委員会を開催するとともに、佐賀県が実施する評価調査員の養成研修に協力し、調査員数の確保、現調査員のレベルアップを図り、評価機関として質の高い評価を担保します。

継続

イ. 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービスの利用者に、福祉サービスと事業者を選択する際の情報を提供するとともに、サービス提供事業者が自己評価を行う際の判断基準となる情報を提供することにより、福祉サービスの質を高める支援を行います。

また、県内該当施設の評価を行う第三者評価調査員の増加を図るため、養成研修受講を勧めます。

(2) 苦情を解決する体制づくりの支援

継続

ア. 福祉サービス運営適正化委員会事業

(ア) 福祉サービス運営適正化委員会の開催

a 運営適正化委員会の開催（年2回）

法律、医療、社会福祉の関係者、公益代表、利用者代表、提供者代表の11名の委員で構成。事業計画、事業実績などについて協議。

b 運営監視小委員会の開催（年3回）

法律関係者、公益代表、利用者代表、提供者代表の6名の委員で構成。福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、監視・助言・勧告を行います。

c 苦情解決小委員会の開催（年6回）

法律、医療、社会福祉の関係者の6名の委員で構成。福祉サービスに関する苦情・相談の解決のため助言、調査、あっせん等を行います。

(イ) 福祉サービス運営適正化委員会委員選考委員会の開催（適宜）

利用者代表、経営者代表、公益代表の6名の委員で構成。

運営適正化委員会委員の選任（補充選任の場合を含む）を行います。

(ウ) 福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保

福祉サービス利用援助事業の実施状況を調査・監視するため、運営監視小委員会による市町社会福祉協議会の訪問調査（年間6件程度）を実施し、調査結果に基づき助言・勧告を行います。

(エ) 福祉サービスに関する苦情解決

福祉サービスの利用者や利用者家族から寄せられる

- ・ 福祉サービスに係る処遇の内容に関する苦情
- ・ 福祉サービスの利用契約の締結、履行、又は解除に関する苦情

に関し、申出者への助言、事業者への事情聴取・申し入れなどを行い、その解決を支援します。

(オ) 広報・啓発

a 福祉サービス事業者を対象とした福祉サービスに関する苦情解決研修会を開催します。

b 苦情解決に係る事業所内設置用ポスター、リーフレットの活用及び県社協のホームページ、による広報を行います。また、運営適正化委員会の役割についての広報を行います。

(カ) 調査及び研究

a 福祉サービス利用援助事業に係る訪問調査の実施及び苦情や相談が寄せられた事業所の事情調査

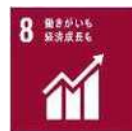
b 事業所における苦情・相談対応の参考とするため、運営適正化委員会関係資料集（前年度実績報告、苦情・相談事例）の作成・公開

c 全社協主催の運営適正化委員会担当者向けの研修に参加

3. 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援

<取り組み概要>

福祉人材の定着促進（離職防止）には、国の働き方改革への適切な対応や福祉の職場のワーク・ライフ・バランスを推進し、従事者が働きやすい環境づくりが重要であることから、福祉施設・事業所に対する労働環境改善に向けた専門家のアドバイス等支援事業や、これまで以上に魅力ある職場となるために、従事者相互の親睦及び交流促進等の事業を行い、職員の離職防止・定着支援に取り組みます。



（１）福祉サービス事業所等の職場の環境向上の支援

継続 ア. 明るい職場づくり推進事業

福祉従事者が働きやすい労働環境の実現が重要であることから、福祉事業所に対して、専門家等による労働環境改善に向けた提案事業を実施するとともに、福祉従事者相互の親睦及び交流促進等の福利厚生事業の展開を支援します。

（ア）福祉施設の職場環境の改善支援活動

職場環境改善・職員のモチベーション向上に向けた専門のアドバイザーを派遣

a アドバイザー派遣

 介護関係施設・事業所の運営管理の改善支援

- ・財務管理の改善支援・人事労務管理の改善支援・人材確保・育成や定着支援
- ・その他必要と認めるもの

（イ）福利厚生充実支援

福祉従事者（特に介護に従事する若手職員）相互の親睦及び交流促進

a 交流・情報交換会の実施 ※集合形式・WEB形式

継続 イ. 福利厚生センター事業の受託運営

社会福祉法人福利厚生センターが実施する福利厚生事業の一部を受託し、県内社会福祉施設・事業所、社協に従事する職員の福利厚生の充実を図ります。

（ア）福利厚生センター会員加入の促進

（イ）福利厚生センター事業推進会議の開催

（ウ）福利厚生センター会員交流事業開催

- ・地域に密着したプロスポーツチーム（サガン鳥栖、佐賀バルーンズ等）ホームゲーム、ソフトバンクホークス観戦チケット販売、映画観賞券斡旋、チケット代金一部助成等
- ・生活習慣病予防検診費用助成、健康生活用品給付、結婚等お祝い品
- ・ボウリング大会等会員交流事業

5 県社協の基盤強化への取り組み

<基本目標>

地域福祉の総合拠点として、信頼される県社協を目指し、各種団体との連携・協働を深め、組織の基盤強化に取り組みます。

令和7年度に重点的に取り組んだDX（ペーパーレス化に向けた準備（電子決裁の一部導入検討）、ICT推進員の設定、他県視察等）および実習生の受入れ準備（実習指導者講習会受講等）の成果を踏まえ、令和8年度は「実装と定着、効果検証」を進め、業務の質向上と効率化、人材育成・確保の強化を図ります。

1. 法人運営の基盤強化の推進

<取り組み概要>

社会福祉法人として求められる高い公益性と非営利性を踏まえ、引き続きコンプライアンスの徹底とガバナンスの強化に取り組み、信頼性の向上と強固な経営基盤の構築を推進します。

また、県社協職員として、多様化・複雑化する福祉課題に向き合い、解決に導く力を高めるとともに、市町社協や施設法人等の関係団体と連携し、支援を進めるための実践力を一層強化します。これらを通じて、県民から信頼される人財の育成に努めます。さらに、AIの活用による生産性の向上を含めたDXを推進することで、業務の標準化・可視化・迅速化を図り、説明責任の向上と組織運営の透明性確保に取り組みます。



（１）福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能の強化

県社協の取り組みや福祉に関する理解促進のため、広報誌等による情報発信に努めます。

継続

ア. 福祉制度や県社協情報等の発信

（ア）広報誌『佐賀県社協だより』発行（発行回数：年4回）

県内社会福祉関係事業の状況を広報し、住民の地域福祉活動への参加促進や福祉サービス等の利用の向上につながる情報発信に努めます。

（イ）情報メール『MONTHLY FUKKU（マンスリーフック）』配信（年12回）

月ごとの県社協事業のトピックスについて、ホームページ上での発信を行います。

（ウ）「福祉新聞」購読の斡旋（通年）

（エ）広報委員会の開催（対象：職員、年12回）

（オ）デジタル広報の強化

SNS（Instagram等）やホームページを活用し、事業情報・募集案内・研修情報等のタイムリーな発信を行うとともに、災害時等の緊急情報発信の体制整備に努めます。

新規

イ. 福祉機器の通年展示及びシンポジウムの開催

（関係機関と連携した“学びと実装”の場づくり）

佐賀県産業スマート化センター等の協力を得て、福祉現場の課題解決に資する福祉機器（介護等）の通年展示を実施します。単なる紹介展示にとどめず、県内の福祉施設職員が「見て・触れて・理解し、職場に持ち帰って検討できる」機会として位置付け、会館を“体験型の学びの拠点”として活用します。併せて、展示と連動した福祉機器シンポジウムを開催し、介護負担軽減の実装に向けた知識・技能・ICT活用の理解促進を図ります。

(ア) 通年展示

- ・介護負担軽減（移乗・移動・姿勢管理等）や見守り・記録・業務改善等に関連する福祉機器を中心に、会館内で通年展示を行い、会議・研修等による来館者が機器の特性や活用場面を理解できるよう工夫します。
- ・来館者が展示体験できる導線を整備し、導入検討の具体化につなげます。

(イ) 福祉機器に関するシンポジウムの開催

(ウ) 他団体の取組との差別化と相互補完

本会は地域福祉の総合拠点として、「福祉従事者研修（人材育成）×通年展示（体験）×現場実装（導入検討の具体化）」を一体で進める点に特色を置きます。

さらに展示等においては、体験とデモを通じて現場の最適化（安全性・負担軽減・データ活用）を実装へつなげる構成とすることで、未来志向の取組として展開します。

また、県産業スマート化センター等の専門知見を参考に、機器の選定・運用・定着の観点を重視した情報提供を行い、関係機関との役割分担のもと、県内福祉・介護現場全体の底上げに資する取組として推進します。

- ・福祉機器の通年展示：年間を通じて実施（展示内容の見直しを適宜実施）
- ・シンポジウム：（講師日程等により期日調整）
- ・研修・展示の連動：研修参加者が展示体験できる導線を整備

（２）会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化

地域づくりに貢献する社会福祉法人として、ガバナンスの強化やコンプライアンスの遵守はもとより、毎週開催する管理職によるマネジメントミーティング（MM）等を通して、経営マネジメントの強化を図るとともに、組織の良好な業務遂行に向けた働きやすい環境づくりに努めます。

継続

ア. 理事会・評議員会の開催 等

法令及び定款等に基づき適切に運営し、法人としての透明性確保に努めます。

継続

イ. 佐賀県社協 第２次地域福祉推進計画の推進（中間報告）

令和６年度（２０２４年）に改定した推進計画（２０２４～２０２８）を推し進めるため、各課における業務管理並びに効果的な事業展開に向けた局内連携を図ります。なお、令和８年度は中間年度にあたるため、令和６～７年度事業の進捗状況や課題の整理、推進項目の修正・更新案のまとめ等を行います。

- ・推進計画に基づく取組の進捗整理：中間報告書のとりまとめ

拡充

ウ. 魅力ある働きやすい職場環境づくりの推進

柔軟で多様な働き方を実現するため、規程整備や ICT 導入を進め、職員一人ひとりのモチベーションを維持できる職場環境づくりに取り組みます。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、業務プロセスの見直しや電子化・ペーパーレス化を通じて業務の効率化を図ります。

令和８年度は、令和７年度に構築した ICT 推進体制（ICT 推進員の配置、他県視察等）を基盤として、各課の業務課題を把握し、業務フローの改善とツール活用の定着を重点的に進めます。これにより、電子決裁の一部導入、ペーパーレス業務効率化およびペーパーレス化を着実に推進します。さらに、課題抽出→試行→評価→展開の改善サイクルを継続し、組織全体の業務標準化と属人化の解消を目指します。

- ・電子決裁（または電子回覧）の一部運用開始
対象業務を選定し、年度当初から運用を開始する。
- ・紙使用量の削減（印刷・コピー等）
前年比 10%削減（用紙購入量または複合機カウンター参照）。
- ・業務フロー見直しによるペーパーレス化の定着

（３）職員の資質向上の取り組み強化

継続

ア．職員育成への積極的支援

本会職員は佐賀県の地域福祉を中心的に推進する重要な人財と考えています。職員の養成・資質向上のため、階層別・専門的研修等を含め、職員のスキルアップに寄与する研修受講を積極的に推進します。

また、職員の専門性を高め、広い知見から信頼される職員を目指し、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を推進します。

- ・階層別・専門研修等：計画的受講の推進
- ・国家資格取得支援：受験・受講支援の実施
- ・DX 人材育成研修：職員のデジタルリテラシー向上を図る研修

継続

イ．目標管理のための業務マネジメントの徹底

組織として求められる職員像の共有と役割理解の促進を目的に、職員ごとの目標設定と、自己評価・上司からのフィードバックを行う個別ミーティング（年２回）を実施します。これにより、対話を通じた成長支援とモチベーション向上、メンタルヘルスの維持に努めます。また、労働安全衛生法改正によるストレスチェック制度の趣旨を踏まえつつ、相談しやすい環境整備を中心に健康管理を強化します。さらに、業務改善（標準化・削減・可視化）の視点を取り入れ、DX 推進と連動した改善文化の醸成を図ります。

- ・定例個別ミーティング：職員ごとにシートを作成し、年２回実施
- ・ストレスチェック：チェックシートを作成し、全職員へ実施
- ・業務改善の視点の反映：職員目標に反映（反映の目安は別途設定）

継続

ウ．学生・社会人インターンシップによる人材交流の取り組み

学生や社会人（関係団体等）からのインターンシップの受入れや本会職員の他団体研修を行うことにより、各団体との協働や連携の促進と職員の育成を図ります。

令和７年度の実習指導者講習会の受講を踏まえ、令和８年度の受入れ実施に向け、手順・実習内容・評価方法の標準化を行い、計画的な受入れ体制を構築します。

- ・実習生の受入れ：実施（回数・人数・日数は別途設定）
- ・受入れプログラム（目的・内容・担当・評価）：継続的な受入れのために標準化
- ・他団体への職員研修派遣の実施

（４）安定した財源確保のための取り組み強化

継続

ア．個人・団体・賛助会員の募集

本会事業の推進にご賛同・ご協力いただく会員について、事業所・団体・企業等へ広く周知を行い、事業の安定的な実施体制の確保に努めます。（「会員パンフレット」作成、SNS、ホームページ等による会

員募集及び情報発信)、会員データベースの整備

- ・ 会員募集周知：複数媒体で継続
- ・ 新規会員データベース：整備・更新（件数把握）

拡充 イ. 佐賀県社会福祉会館の会議室利用促進・管理運営

社会福祉事業従事者等に対する会議室・研修室の貸出を行います。令和 8 年度は県内の福祉関係者（社協、施設法人、福祉職能団体、介護事業所等）はもとより、地域福祉の向上に寄与する企業・団体等により利用しやすい会館運営を目指し、利用促進策を強化します。

平日会館貸出し時間 8：30～21：30、日曜日 8：30～17：00 ＊土曜日は原則閉館

〔利用促進の方策〕

- ・ 福祉関係者向け周知強化：福祉関係団体へ利用案内・活用事例を整理し、関係会議等で周知
- ・ 研修・会議の“活用モデル”提示：県社協主催研修等と連動し、「研修＋会議室＋福祉機器展示（新規事業）」等の活用モデルを提示して、会館利用の導線をつくります。
- ・ リピー特利用の促進：利用後アンケートにより改善点を迅速に反映し、満足度向上による継続利用につなげます。

2. 各関係団体と連携した取り組みを促進

＜取り組み概要＞

地域福祉の推進役として県社協がその役割を発揮していくためには、行政や共同募金会などの関係機関、職能組織との連携が不可欠です。様々な事業を展開していく中で、積極的な情報交換や協力体制を構築していく必要があり、引き続き互いに顔の見える関係作りに努めます。

また、DX の推進により、関係機関との情報共有の迅速化・円滑化を図り、協働を加速させます。



（１）行政及び関係団体との継続的な連携・協働体制の構築

継続 ア. 「佐賀県地域福祉支援計画」との連携

「佐賀県地域福祉支援計画」と連携を密にし、本会の「第 2 次地域福祉推進計画」の推進に努めます。（佐賀県の計画への参画、県主催委員会等への出席等）

継続 イ. 佐賀県社会福祉功労者表彰式開催事業（佐賀県社会福祉協議会会長表彰）

佐賀県及び県共同募金会と共催し、本県社会福祉の向上のために御尽力いただいた方々に対し、感謝の意を表するため三者合同での表彰式を開催します。

（令和 9 年 1 月下旬開催予定 会場：アバンセ（予定））

継続 ウ. 県内社会福祉関係団体との連携強化

県内の公益法人や福祉関係団体・NPO 等との連携を強化し、多様な福祉課題への対応に向けた協力体制の構築に努めます。

継続 エ．九州社会福祉協議会連合会関係会議、全国社会福祉協議会関係会議への参加

（２）共同募金会との連携強化

継続 地域福祉活動を実践するための貴重な財源として重要な役割を果たしている赤い羽根共同募金について、その運動を推進する県共同募金会との連携を強化し、県内の福祉活動の向上と募金文化の醸成に向けた取り組みの支援を行います。

また、情報発信・事業周知における連携を図り、県民への理解促進と参画拡大に努めます。